

議案第143号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

資料1 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の改正概要

1 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）により、国家公務員に準じて地方公務員の定年年齢が現行の60歳から65歳まで段階的に引き上げられることを踏まえ、職員の定年に達する年齢、管理監督職員の処遇等の人事制度及び給与制度等の勤務条件について、条例に規定する必要があることから、関係する各条例について所要の改正を行う。

2 主な改正内容

※以下、この条例（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例）を「一括改正条例」と、改正後の宝塚市職員の定年等に関する条例を「新定年条例」と、改正後の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例を「新給与条例」という。

(1) 宝塚市職員の定年等に関する条例

ア 定年年齢の引き上げ（新定年条例第3条）

令和5年度から定年年齢を2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度からは65歳を定年年齢とする（詳細は別紙1のとおり）。

イ 管理監督職勤務上限年齢（新定年条例第6条から第8条）

組織の新陳代謝の確保及び組織活力の維持のため、管理職手当の支給対象である副課長級以上の職について、管理監督職勤務上限年齢制度（以下「役職定年制度」という。）を導入し、60歳を上限年齢とする。60歳に達した管理監督職員は、60歳に達した日から次年度の4月1日までの間に降任を行う。ただし、医師及び歯科医師については現行の定年年齢が65歳であり、65歳まで管理監督職として任用していることを踏まえて役職定年制度の対象外とする。

なお、降任の際は、原則として非管理監督職の最上位（係長級）に格付ける。

ウ 役職定年制度の特例（新定年条例第9条及び第10条）

（ア）60歳に達した管理監督職員であっても、次に該当する場合は、引き続き当該管理職員として1年を超えない範囲で特例として任用できる。なお、本特例任用は最大2回まで延長することができるため、最長3年間任用できる。

- a 当該職が高度の知識や経験を要し、職員を降任させることによる欠員を容易に補充できないとき
- b 勤務環境その他の勤務条件に特殊性があり、職員を降任させることによる欠員を容易に補充できないとき
- c 担当職員の交替が業務遂行上重大な障害となる事情があり、公務の運営に著しい支障が生じるとき

（イ）60歳に達した管理監督職員であっても、特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職で、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職をいう。）の職にある場合で、当該特定管理監督職群の適性を有する職員が不足する等の事情があるときは、1年を超えない範囲で特例として任用できる。なお、本特例任用は延長することができ、最長5年間行える。

⇒60歳以降であっても、アに該当する場合は最大3年間管理監督職として任用することができ、イに該当する場合は最大5年間（定年退職まで）任用することができる。特例任用の場合はあらかじめ職員の同意が必要となる。

エ 定年前再任用短時間勤務制度（新定年条例第12条）

定年引上げにより、65歳まで正規職員としてフルタイムで勤務することを原則とするが、職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以降に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務（週31時間勤務相当）の職で再任用することができる。

新たな任用であるため、人事評価及び勤務実績等による能力の実証を要する。

任期は、正規職員の定年退職日に当たる日までとし、勤務時間、給与の仕組み等は、現行の再任用制度と同様とする。

オ 暫定再任用制度（一括改正条例附則第6条及び第7条）

令和5年4月1日時点で再任用職員である職員及び、移行期間中に64歳以下で定年となった職員は、本人の希望により現行の再任用職員と同様の勤務条件で「暫定再任用職員」として任用することができる。

暫定再任用職員はフルタイムと短時間（週31時間勤務相当）を選択できる。
 新たな任用であるため、人事評価及び勤務実績等による能力の実証を要する。
 任期は1年間を超えない範囲で、65歳となる年度の年度末まで延長することができる。

カ 情報提供及び勤務の意思の確認（新定年条例附則第5項）

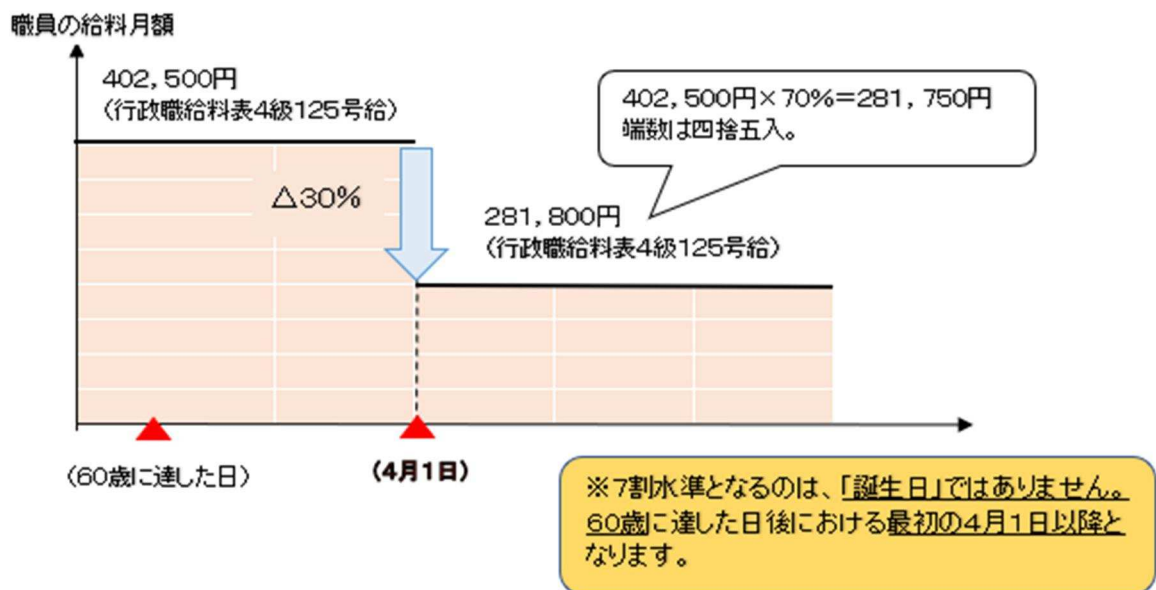
定年引き上げに関する勤務条件等について、職員が59歳となる年度に情報提供を行い（当該年齢の職員向けに説明会を実施する予定）、60歳以降の勤務の意思を確認する。

定年前再任用と暫定再任用（現行の再任用）の相違点としては、勤務時間と任期の2点となる。
 暫定再任用はフルタイム勤務と短時間勤務を選択できるが、定年前再任用は短時間勤務（週31時間勤務相当）のみとなる。
 暫定再任用は1年更新であるが、定年前再任用は定年退職相当日の年度末までの任期となる。

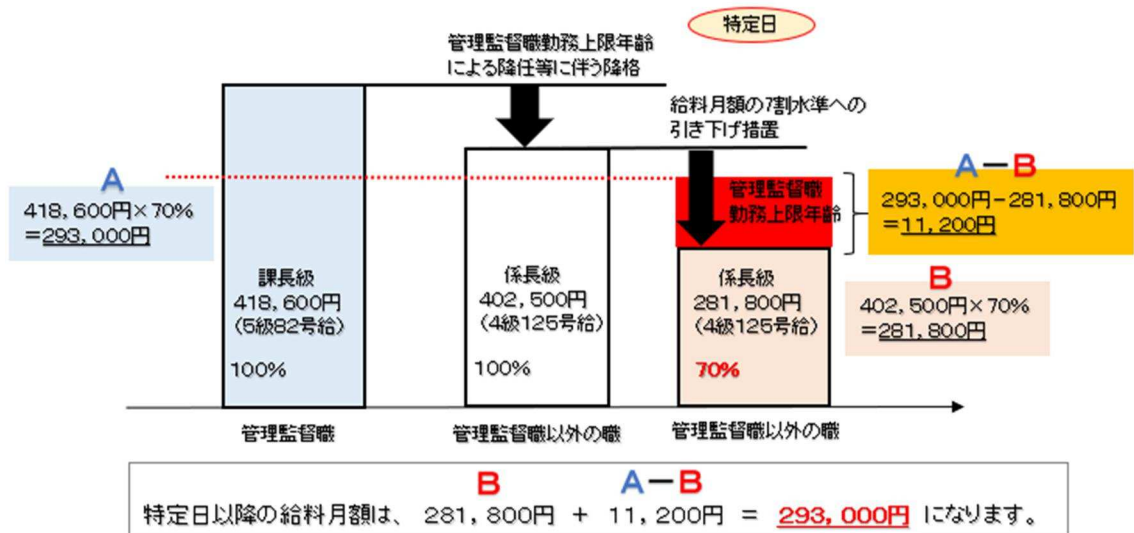
(2) 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例

ア 60歳に達した職員の給与等について（新給与条例附則第40項から45項）

(ア) 当分の間、職員が60歳に達した年度の翌年度以降の給料月額は、原則として当該職員の給料表の格付に応じた額の7割（100円未満の端数については50円以上を切り上げ、50円未満を切り捨てる。）の額とする。



(イ) 役職定年制度により降任する管理監督職員については、降任後の格付に応じた額の7割の額が、降任の前日の格付に応じた額の7割の額に達しない場合は、差額分を「管理監督職員上限年齢調整額」として支給する。



(ウ) 地域手当、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等は60歳以前の常勤職員と同様に支給する。期末勤勉手当の基礎額は、上記イの管理監督職員上限年齢調整額を含む。

(エ) 新定年条例第9条第1項及び第2項の規定（本資料2（1）③ア）に該当して特例任用する職員については、給料の7割措置は適用しない。
 なお、新定年条例第9条第3項及び第4項の規定（本資料2（1）③イ）に該当して特例任用する職員については、給料の7割措置を適用する。

イ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の給与

(ア) 給料月額は、現行の再任用職員の給料月額と同額とする。（新給与条例別表第1及び一括改正条例附則第17条）

(イ) 各種手当の支給は現行の再任用職員と同じとし、扶養手当及び住居手当は支給しない。期末手当及び勤勉手当の支給月数も現行の再任用職員と同じとする。（新給与条例第19条第4項、第20条第3項及び第22条の3）

ウ 月額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬

月額で報酬を定める会計年度任用職員については、常勤職員の取扱いと同様に、60歳に達した年度の翌年度以降の報酬を、常勤職員の定年年齢に達する年度までは当該職員の報酬表の格付に応じた額の7割（100円未満の端数については50円

以上を切り上げ、50円未満を切り捨てる。)の額とし、定年年齢に達した年度の翌年度以降は現行の60歳を超えた職員に適用している報酬月額とする。

3 施行日

令和5年4月1日（職員への情報提供及び勤務の意思の確認制度に関する規定は公布の日）